

砂川市の商業地域で出店される方を支援します！！



商店街店舗整備 事業補助金



砂川市は新規出店にチャレンジする方を応援しています！

砂川市では、商業地域の賑わいを創出することを目的に、商業地域等の空き建築物で事業（開業）を行う方を応援しています。街の顔である商店の一つとして「お店」が根付き、街の方々に必要とされる「お店」として成長できる第一歩を応援する制度です。

補助金概要

申請は事業開始の1か月前までをお願い致します！



	新築	空き建物改装費	空き建物賃借費
補助対象経費：	設置費	内装及び 正面外装改装費	契約に基づく 賃借料12か月分
補助率：	不動産取得税の 課税標準額の10/100	30/100 <small>※完了届提出までに特定創業支援等事業の 証明を受けた者は、補助率50/100</small>	70/100
補助上限額：	500万円	200万円	月額10万円
対象外経費：	店舗併用住宅の場合、住宅部分は対象外		駐車場代

※DIYの場合は原材料等購入費が対象です。

また、補助対象経費の合計が10万円未満の場合は対象外です。

補助対象者：砂川市の商業地域等で新規出店する中小企業者等

補助条件：①市税の滞納がないこと

②小売業、飲食店、サービス業であること

※風営法に規定する営業を行う店舗や酒類を提供する飲食店等に
該当するものを除きます。

③空き建物改装費・賃借費補助を受ける方は、商工会議所の推薦を受け、商店会組織に
加入すること

お申し込み・お問い合わせ先

補助金に関すること



砂川市役所 商工労働観光課 商工振興係
☎ 0125-74-8382

創業セミナーに関すること



砂川商工会議所
☎ 0125-52-4294